

令和3年第2回尾鷲市議会臨時会会議録

令和3年2月9日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和3年2月9日（火）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 2号 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 3号 令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決について
- 日程第 5 議案第 4号 東紀州環境施設組合設立の協議について
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 6 議案第 2号 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 3号 令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決について
- 日程第 8 議案第 4号 東紀州環境施設組合設立の協議について
（委員長報告、質疑、討論、採決）

○出席議員（13名）

- | | |
|------------------|----------------|
| 1番 三 鬼 孝 之 議員 | 2番 内 山 將 文 議員 |
| 3番 奥 田 尚 佳 議員 | 4番 楠 裕 次 議員 |
| 5番 上 岡 雄 児 議員 | 6番 三 鬼 和 昭 議員 |
| 7番 村 田 幸 隆 議員 | 8番 仲 明 議員 |
| 9番 小 川 公 明 議員 | 10番 南 靖 久 議員 |
| 11番 高 村 泰 徳 議員 | 12番 野 田 拓 雄 議員 |
| 13番 濱 中 佳 芳 子 議員 | |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市	長	加	藤	千	速	君
副	市	下	村	新	吾	君
政	策	三	鬼		望	君
調	整	竹	平	專	作	君
課	長	岩	本		功	君
総	務	宇	利		崇	君
財	政	内	山	洋	輔	君
課	長	吉	沢	道	夫	君
市	民	出	口	隆	久	君
サ	ー					
ビ	ス					
課	長					
福	祉					
保	健					
課	長					
環	境					
課	長					
教	育					
課	長					

○議会事務局職員出席者

事	務	局	長	高	芝	豊
事	務	局	次	北	村	英
長	兼	議	事	相	賀	智
・	調	査	係			惠
長						
議	事	・	調			
査	係	書	記			

[開会 午前 9時59分]

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより、令和3年第2回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長（加藤千速君）登壇]

市長（加藤千速君） おはようございます。

本日は大変お忙しい中、令和3年第2回臨時会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回の臨時会には、議案第2号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」から議案第4号「東紀州環境施設組合設立の協議について」までの議案3件を提出させていただきました。よろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、5番、上岡雄児議員、6番、三鬼和昭議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

次に、日程第3、議案第2号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」から日程第5、議案第4号「東紀州環境施設組合設立の協議について」の計3議

案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました3議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回提案しております議案第2号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」から議案第4号「東紀州環境施設組合設立の協議について」までの3議案について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第2号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律において、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症と位置づけられたことに伴い、特措法附則第1条の2が削られたことで、新型コロナウイルス感染症の定義を別に定める必要が生じたため、条例の一部を改正するものであります。

次に、3ページを御覧ください。

議案第3号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決について」につきまして説明いたします。

お手元に配付の令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,344万7,000円を追加し、これにより予算総額を134億2,435万2,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用に対し、交付される新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金546万5,000円の追加であります。

2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金は、ワクチン接種のために必要な体制の確保に要する費用に対し、交付される新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金1,798万2,000円の増額であります。

次に、歳出について説明いたします。

12ページ、13ページを御覧ください。

4 款衛生費、1 項保健費、2 目予防費は、ワクチン接種の実施に係る費用として、感染症予防対策事業 2,344 万 7,000 円の増額であります。このうち、主なものは、ワクチン集団接種に係る準備品等として、消耗品費 521 万 1,000 円の増額。予診票等の発送費用として、通信運搬費 300 万 3,000 円の増額。医療従事者等及び 65 歳以上の高齢者に係るワクチン接種費用である予防接種委託料 546 万 5,000 円及び接種者用送迎バス運行業務委託料 679 万 8,000 円の追加であります。

5 ページを御覧ください。

次に、繰越明許費補正について説明いたします。

4 款衛生費、1 項保健費の感染症予防対策事業につきましては、執行が 4 月以降になると見込まれるものについて、繰越事業として実施するものであります。

次に、議案書の 4 ページを御覧ください。

議案第 4 号「東紀州環境施設組合設立の協議について」につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町及び紀宝町の可燃ごみ処理施設の設置及び管理運営並びにこれに附帯する事務の共同処理を行う一部事務組合を設立することについて、規約を定めて協議するため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第 2 号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」から議案第 4 号「東紀州環境施設組合設立の協議について」までの 3 議案についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順に従い、これを許可いたします。

最初に、6 番、三鬼和昭議員。

6 番（三鬼和昭議員） それでは、通告に従い、議案第 3 号「令和 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 10 号）の議決について」、質疑を行います。

同議案、補正予算書及び予算説明書 12、13 ページの感染症予防対策事業費 2,344 万 7,000 円について、市長は、議会運営委員会において、緊急事態宣言が延長される中、全国一斉にワクチン接種が進められることとなっており、本市ではこの接種準備体制について、福祉保健課が中心となり、紀北医師会、紀北薬剤師会、尾鷲総合病院と協議を行い、医療従事者の接種体制、接種会場の確

保を調整し、準備を進めておりますと述べられております。

予算の内容については記載されておりますが、具体的に新型コロナウイルスワクチン接種について、事業の概要について御説明を求めたいと思います。

5点ばかりありますので、1点ずつお伺いします。

まず1点目は、医療従事者の方々に係る接種体制について、どのようにされるのか御説明ください。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 医療従事者の医療体制につきまして御説明申し上げます。

医療従事者等につきましては、調整については三重県のほうが行ってございまして、今月中に接種を開始する予定というふうに聞いております。尾鷲総合病院については、その接種の基幹病院として実施されるということでございまして、医療従事者等約700名程度を接種する予定ということで、内容につきましては、尾鷲総合病院に勤務する全ての職員の方、それから市内の薬剤師の方、歯科医師の方、あと消防職員の方、あと、三重県の保健所職員の方等を含めて、700名程度の接種を予定していると、このように聞いております。

議長（村田幸隆議員） 6番、三鬼議員。

6番（三鬼和昭議員） 分かりました。

2点目は、高齢者、65歳以上の接種体制についてお伺いします。従前、集団接種と伺っておりますが、まずは場所についてと、予算の中で送迎バス運行委託料679万8,000円が計上されておりますので、具体的に接種方法について御説明ください。

また、1会場、1回の接種者数は何人のスケジュールですか。それと、役務費の中の通信運搬費300万3,000円は、接種のために案内するものだと理解しておりますが、通知時に問診票であるとか、接種のための、テレビなんか見ておりますとクーポン券を配布とかしてございますけど、本市においては、具体的にどのようにされるのか。

それから、集団接種については、何回の予算になっておりますか。予算でいうと何回、集団接種をされるのか。会場と何回されるのかと、接種日はどのように検討されておるのか、この辺も詳細が分かれば御説明ください。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 65歳以上の方の集団接種の会場につきましては、現

在のところ4会場を予定しています。場所につきましては、尾鷲小学校の体育館、輪内中学校の体育館、元九鬼中学校の体育館、須賀利小学校の体育館、この4か所を考えております。

それから、送迎バスの件でございますけれども、送迎バスにつきましては、旧尾鷲市内は、大型バスを2台巡回させまして、輪内中学校の接種会場につきましても2回、バスを2台巡回させる予定でございます。それから、九鬼の接種会場につきましては、バス1台を巡回させる予定でございます。

それから、通知の仕方ということでございますけれども、通知につきましては、今のところ65歳以上の方については3回予定しております。まず、1回目の接種につきましては、3月の中旬に接種券をまず送付させていただくと。それからその後、2回目につきましては、接種券を送付して、数日空ける程度の間隔で、集団接種の日程表、それからバスの時刻表、それから問診票等予約方法について郵送する予定でございます。

それから、3回目の通知につきましては、2回目で通知しました予約票に基づきまして接種を受け付ける予定でございますけれども、その日程が決まった決定日ということで3回目の通知をするという予定でしております。

それから、接種会場における人数がどの程度であるかということでございますけれども、接種会場の規模あるいは接種会場における人口の数によって様々ありますけれども、150名程度から400名程度を想定しております。

それから、あとは疾患を持たれている方の対応もということでしたですかね。ワクチンに不安を持たれている方ということでしたですか。

6番（三鬼和昭議員） 接種日、例えば、日曜とか土曜日とか、それはどういうふう。

福祉保健課長（内山洋輔君） 今現在のところ接種日につきましては、4月1日以降約2か月間程度予定しておりまして、曜日につきましては、木曜日、土曜日、日曜日、それから5月の連休の日を予定しております。木曜日につきましては午後、土曜日につきましては午後、日曜日につきましては午前、午後、それから祝日につきましては午前、午後、こういった予定で進めております。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 6番、三鬼議員。

6番（三鬼和昭議員） あわせて、高齢者、従前、いろいろメディアなんかで聞いておったところ、疾患を持たれる方についても優先というか、そういうのも聞いておりますし、同じく高齢者でも施設入所者等があるかと思うんですけど、その

対応についてはどうなんですか。

また今、先ほど、はがきとかそういうのもあったんですけど、このワクチン接種されるに当たっては不安を持たれる方もいるとは思うんですけど、そういったのの対応であるとか、接種後のケア等を含めて、市とか、そういったところに相談窓口とか、そういったのは予定はないんですか、どうなんですか。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 高齢者施設に入所の方につきましては、当然65歳以上の集団接種とは別に、集団接種に来られない方ということでございますので、その施設での接種であったり、また個別接種であったりとかということにつきましては、今現在、集団接種について紀北医師会さんと進めておまして、今後その協議の中で、高齢者施設の接種についても、当然紀北医師会さん、それから施設の方々と協議をする中で調整をしていきたいと、このように考えております。

それから、疾患を有する方につきましては、今後、紀北医師会、尾鷲総合病院と調整の上、接種がどのような体制がいいのかということも協議してまいりたいと考えております。

それから、相談窓口の件でございますけれども、今の福祉保健センターの健康づくり係のほうでは、電話回線、3回線あるわけですけれども、今後2回線増やしまして、5回線でもって保健センターにおいて相談に対応したいというふうに考えています。

当初、医療等に関する専門的な相談等につきましては、三重県が今後コールセンターを立ち上げるというふうに聞いておりますので、そちらのほうと連携して対応を図っていききたいと、このように思っています。

それからあとは、接種に不安を持っている方についても、今御説明しました相談窓口のほうで対応はさせていきたいと、このように考えています。質問のほうは以上でよろしかったでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 6番、三鬼議員。

6番（三鬼和昭議員） 先ほどの御説明の中では、基本的に、集団接種と伺って質問もしておるんですけど、個別接種もあるということですか。そういう場合は主にどういう場合になるんですか。その辺も、今検討されておるのでしたら、御説明願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） 今現在、紀北医師会さん、薬剤師会さんと調整を行っ

ていますのは、まず、集団接種を基本として協議を行っています。ただし、65歳以上の方については、集団接種の会場に来られない方も当然いますので、その方々については先ほど申しましたように、高齢者施設で行うであったりとか、あるいは個別接種で行うとかということになるかと思えますけれども、個別接種につきましては、今後、医療機関で接種を行うであったりとか、あるいは公共高齢者施設での、ある意味、集団というよりは巡回という格好になるかと思うんですけれども、そういった接種、ですので、集団接種、ある意味、巡回接種、個別接種といったようなものを組み合わせるような形で接種を行っていくということで、特に集団接種は今現在、調整していますけれども、今後、巡回接種、個別接種については、紀北医師会さん、薬剤師会さんと調整を行っていくということで進めております。

議長（村田幸隆議員） 6番、三鬼議員。

6番（三鬼和昭議員） そういった意味では、テレビなんかを見ておりますと、東京都においては、練馬モデルというのがあって、住民に対して、どれぐらいでワクチンの接種が完了するであろうということまで、具体的に、数字をここに出してきておるんですけど、本市においてはまだそこまでは行っていないんですか。そういった、検討はどの辺までされておるのかということと、もう一点は、新聞等で見ると、国内の承認の一番早いのが、米国製薬会社のファイザー社のものであろうかと思うんですけど、これは七十何度で冷凍するとか、解凍した場合に早い期間に、接種しなくちゃいけないということがあろうかと思うんですけど、会場へ来た予定されておった方が、もし接種ができなくなったとか、そういったときの対応はどうされるんですか。それと、ファイザー社のコロナウイルス感染症ワクチンについて、2回目は大体何日後を想定した計画になっておりますか。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） ワクチンの接種の種類につきましては、65歳以上の方についてはファイザー社のワクチンを想定した準備をするようにということで、厚生労働省のほうから指示を受けております。

ですので、ファイザー社のワクチンを予定しておるということでございまして、ファイザー社のワクチンにつきましては、1回目接種後、21日間を空けるようにということで、21日間以上という表現をされていますけど、以上空けるようにということで、2回目、接種するようにならされています。

それから、予約日に体調不良となった場合ということでございますけれども、

あらかじめ予約をしてもらって接種をするわけでございますけれども、当日とか前日に、急遽体調が悪くなった場合については、集団接種のスケジュールの中で、次の予定日というのがございますので、そちらのほうの予定日に接種いただけるとしたら、そちらのほうの御案内をさせていただくと。それでももしその日程日が都合が悪いということであれば、今度、個別接種のほうの御案内ということで紀北医師会とも協議を行っていきたいと思っております。それから、ディープフリーザーのお話でしたのですかね。温度管理の話でしたのですか。

6番（三鬼和昭議員） 来なくて、接種薬が余った場合、どう管理されるの。

福祉保健課長（内山洋輔君） もし例えば集団接種で急遽来ない人があった場合に、当然ワクチンのほうも余るといふか、使用しない場合も出てきますので、そのワクチンの処理につきましては、ワクチンの取扱基準に基づきまして廃棄処分ということになるのではないかとということを想定しています。

議長（村田幸隆議員） 6番、三鬼議員。

6番（三鬼和昭議員） 今ワクチンの処分となったんですけど、早く打ってほしいという人がおって、当日、来れなかった人を、別の予定の人をといふか、それでワクチンを接種するということは考えてはいないんですか。

テレビなんか聞いておりますと、その分は、廃棄するのは惜しいので、予備の方を、会場にいる方なり、付添いで来た方なり、予備の方に打ってもらうというのも検討されているというようなことも、ちらっと聞いたんですけど、決め事ではないですけど、聞いたんですけど、そういった検討はされていないんですか。

それと、最後に、今回、2,344万7,000円が計上されておるんですけど、先ほど市長の説明の中にも、1,740万と繰越明許になっておるんですけど、これは、今回の事業費については、延べ市民何人分に当たるのかというのを具体的に御説明ください。

それと併せて、事業費的には需用費の中の626万9,000円について内訳として説明いただきたいのと、備品購入費の93万8,000円は、ワクチンを入れるフリーザーと想定されるんですけど、これは何台購入してどういった形で保管されるのかというのを最後にお伺いしたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（内山洋輔君） ワクチンの当日不要となった場合の取扱いについて、取扱基準について廃棄処分となるということも想定していますというふうにお答えしましたけれども、今回備品購入費の中に、冷蔵庫も購入する予定をしていま

す。ワクチンについては、マイナス75度で冷凍保存した場合に、おおむね2か月程度有効であろうという話になっておりまして、一度解凍しましても、冷蔵庫のほうで保管すると、5日間保たれるという話もございます。

先ほど御質問にあったように、急遽過剰になった場合、予約じゃない方も受けるという報道を見られたということですがけれども、今、そのことについてはまだ協議を行っていない状況で、今後の課題となるのではないかと考えています。

それから、繰越明許の話だったと思いますけれども、今回予算計上にしていきます予防接種委託料の546万5,000円、この件につきましては、2月から接種を予定しております医療従事者、約700名程度の方の接種と、それから、今の報道等では、65歳以上の高齢者の方については、4月1日以降にというふうにごく最近では言われていましたけれども、当初は3月末ぐらいから接種をスタートするよというふう国の方から指示があったものですから、今回の補正予算は、もしかして3月末に接種が開始された場合にも対応できるようにということで、約65歳以上の方の接種として1,000人分の予算を計上しております。

それから、フリーザーの件でございますけれども、フリーザーについては国のほうから提供されるということで、医療接種者の方のフリーザーについては、2月17日に尾鷲総合病院に入荷されると。それから65歳以上の接種についてはフリーザー、マイナス65度以上のフリーザーが3月に入荷予定が1台、それから5月に入荷予定が1台ということで国のほうからお聞きしております。

質問、以上でよろしかったでしょうか。

議長（村田幸隆議員） よろしいですか。

次に、4番、楠裕次議員。

4番（楠裕次議員） それでは、通告に従いまして、議案第4号「東紀州環境施設組合設立の協議について」、伺います。

組合の種類及び設置ということで、地方自治法の284条の2項で、普通地方公共団体は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により、協約を定め、都道府県知事の許可を得なさいけないということでもあります。

今回、前回提示させていただいた案では、同法287条の規約等について7項目についてのみ、プラス委任事項ということになっておりますけど、その中に、ここの内容で行きますと、脱退、清算、解散の条立ては必要なかったのかどうか。県との調整は済んでいるのか。その辺の確認をまず1点させていただきます。

それに関連して、規約の13条の委任で、施行に関しては必要な事項は、管理者が別に定めるとなっていますが、具体的にはどのような項目を考えているのか、その辺も併せてお答えください。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） 楠議員の御質疑にお答えします。

まず、本規約につきましては、5市町で、準備会で協議の上、定めようとする規約であります。規約では、議員御質疑の、脱退、清算、解散についての規定はありませんが、議員おっしゃるとおり、地方自治法第287条第1項各号において、一部事務組合の名称、構成団体、共同処理する事務、事務所の位置、議会の組織及び議員の選挙の方法、執行機関の組織及び選任の方法、一部事務組合の経費の支弁の方法の定めなければならないという七つの項目を定めており、内容についても、三重県市町行財政課に確認しており、脱退、清算、解散についての条立には必要がないと確認をしております。

また、第13条の委任規定でございますが、これは規約の施行に関して、規約では詳細まで、内容まで規定しておりませんので、条例、規則等で別に定める旨の規定をすると解釈しております。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 今、回答いただいた中で、規約等についてというところで、県の担当課のほうでは必要ないということのお話ですけど、何をもって必要ないかの確認はしましたですか。

というのは、この法律は最高規範ではないですから、最低基準ですからね。この規定を設けなければならないのは7項目、それ以外についても必要とあれば、よほど細かい規定は、今言ったように別のほうで施行するに当たって管理者が決めればいい。あるいはその議会が決めればいいということになるんですけど、その必要のないというところは、何でというのは確認しましたでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） お尋ねのこの規約であります。まず内容については、構成5市町で協議の上、定めようとする内容でございます。

規約の内容で、7項目ですということ、手続上これでいいという話と、あと、お尋ねの脱退、清算、解散の際には、地方自治法等で定めた所定の手続をもって対応するというので、規約のほうはこのような形で考えたということであ

ります。

議長（村田幸隆議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） ちょっと私も詳しい法律の立てつけはちょっと分からないんですけど、286条だとか、変更の特例だとか、それとあと、解散、財産処分等については、届出、手続のことを言っているんですよね。その前文として、その構成団体が協議によるということを書いているのであれば、協議するための規定を設けても何らおかしくないと思うんですけどね。その辺のことも、県の担当課と詳細の確認をされましたですか。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） おっしゃっておる、脱退、清算、解散等の案件が起きても、この規約のほうで問題がないというふうな旨、確認をしております。

議長（村田幸隆議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 規約で問題がないということは、何をもって規約だけでいいのかということも確認はされています。しつこいんですけど。手続にあるものと協議、県は許可しなきゃいけない立場と、皆さんの団体で考えてくれて、いろいろ何かあったので協議をしましょうということ、2通りあるわけですよね、構成団体で。場合によっては、各関連する団体の議会のほうで議決しなきゃいけない案件もあるでしょうけど。

そういうことも含めて、規約はさらっと書いておけばあとは全部適当にやればいいんだと、適当という言葉は不適切ですけど、その辺の考え方をやっぱり整理しておかないと、規約をつくったときに、地方自治法の287条だけでいいんだとか、単純でいいんじゃないかって、これの逆に言うと、運用上の逐条解説が必ず出てくると思うんですよ。

そうしないと、特別地方公共団体の一つの行政体になるわけですから、そこでしっかり議論できるものを準備しておかないと、単に規約だけでやってしまうと問題が出てくるんじゃないかなというふうに私は思うんですね。13条でも委任はしていますが、今その委任事項も具体的に説明がされないと、やはり規約だけじゃなくてその委任される事項についても、全部、一部事務組合、いわゆる特別地方公共団体に任せばいいんだということは、結構問題が出てくる可能性もあるんですよね。可能性ですよ、あくまでも。よしとする場合もあるかもしれません。

その辺の考え方で、特別地方公共団体のあり方というところが、規約だけじゃ

なくて大切なところが私は抜けているんじゃないかなと、後でトラブルが起きないようにするにはと思うんですけど、いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） まず、規約に脱退、解散等の規定が設けておるべきではないかという御意見なんですけれども、例えば脱退による部分で一組でありますと、地方自治法第286条の2でありますとか、その手続上の規定がございます。

それで、実際そういうふうになったら、先般も御説明させていただいたとおり、運営協議会、管理者、副管理者で、決めていく中で共有をして、そういう手続についてはまたもんでいくことになろうかと思えます。

あともう一点は、委任規定のほうですね。委任規定のほうは何をかといいますと、例えば、費用の分担の条例でありますとか、組織を運営するに、一部事務組合を運営するに、施行といいますか、運営するに関して必要な条例、規則とかありますので、規約のほうで委任規定を設ける必要があるということで設けておるという解釈であります。

以上です。

4番（楠裕次議員） 以上で終わります。

議長（村田幸隆議員） いいですか。

以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑はございませんか。

3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） すみません、通告しておりませんが。委員会審議に入る前に、ちょっと確認したいことがあるので、質疑させていただきます。

議案第4号「東紀州環境施設組合設立の協議について」なんですけれども、先ほど、市長のほうで提案説明の中で、規約を定め、協議していくんだという言葉、最後、締めくくり、ありましたよね。そこ、ちょっと曖昧だったので確認させてもらいたいんですけれども。

今、楠議員が言われたように、この事務組合設立のためには県の許可が必要なんですけれども、先日、その管轄する県の地域連携部の方から資料を頂いたんですけれども、それを見ると手続として、関係地方公共団体間の事実上の協議、まずそれをしてもらうと。そして、許可権者である県との連絡調整、そしてその後、関係地方公共団体の議会の議決、そしてそれを基にまた協議をして、県との協議をして、正式に許可権者である県へ申請してもらうんだと。それで許可を出しますということだったんですね。

今回のこれ、この規約、1月21日の行政常任委員会で概略は説明してもらっています。でも、きちっとした契約が今回初めてこれ、議案として示されたわけですね。初めて示されました、きちんと。それで、そういう中なので、この規約の検討というのは、後で委員会でしっかり議論しないといけないと思うんですけども、今回のこの議案というのは、どの段階のことなんですか。

一番最初で言う、県からもらった資料があるんですけど、関係地方公共団体、これ、規約、初めて示されましたからね。これを基に、議会を承認して、また、地方公共団体間、5市町で協議をするのか、それとも、今回の議決は、もう許可申請の前の議決という意味なのか、どちらなんですか。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） 今回の議決は、先ほど申し上げられたとおり、一番最初にこの組合を立ち上げる前には、関係市町、地方公共団体で事実上の協議が行われております。これでいろいろ規約案でありますとか運用方針、中長期的な事業計画、経費の負担の考え方等を協議しております。その後、議員のおっしゃるとおり、許可権者、県でありますけれども、そこと連絡調整をいたします。

その次の段階、今回の議案のほうは、関係地方公共団体の議会の議決ということで、事前調整された事実上の協議がされた規約案の内容について、今後、この後に法定上の協議というのがあるんですけど、その前に、関係地方公共団体の議会に付し、議決の必要があるということで、おっしゃるとおり、手続上の県へ許可する前の議会の議決ということでもあります。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） そうすると、先ほど提案説明を聞いていると、まだ最初の段階で、だって今日初めて規約が示されたわけですね。この規約の検討をしっかりやらないといけないと思うんですけど、今、楠議員もいろんな問題点があるんじゃないかと指摘されていましたが。

もうあれなんですか。この規約の検討、どうのこうのじゃなくて、今、課長、言われましたけど、ちょっと確認なんですけど、委員会審議に入る前に。じゃ、もう、今日初めて規約示されましたけど、もうあれですか、事務組合が設立するという許可申請の前の議決ということですか。じゃ、今日議決したらもう許可申請をしていくという段階なんですか、これ、もう。非常に乱暴だと思うんですけど。そういう強引なやり方ということで、理解でよろしいですか。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） 説明が不足しておりました。今回は協議の規約は、この議決をいただいた後に、法定上の協議と申し上げまして、各議決を得られた後、法定上の協議、今日で議決内容に沿って、事実上の協議という、法定の協議を行います。その後、所定の書類を集めて県へ許可申請をする流れとなっております。以上です。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） はっきり言ってくださいよ。不足していましたと言っていますけど。いや、今の説明だと、1番が関係地方公共団体間、実質の協議というのがあるんですよ。2番に許可権者、県との連絡調整、3番に関係地方公共団体の議会の議決があって、今課長が言われたの、4番目ですよ、協議、法定上の協議というのは。

その後、もう、これ、許可権者への申請になっていますよ、これ、課長。ということは、今回のこの議決というのは、今日初めて規約も示されたけれども、今日議決してしまえば、このまま流れていって許可申請まで行くということじゃないんですか。もう議会が関われないじゃないですか、もう。もうあと今日、議決したら、もうあと県との協議だけでしょう、これ。もう許可申請していくわけじゃないですか。ちょっとごまかさないでくださいよ。きちっとした説明してください。ちょっと分からないんですよ。

さっきの提案説明でも、市長、ちょっとごまかしたと思うんですけど、規約を定める協議ってどの段階の協議なのか。はっきり言わないと。ちょっと今の説明、聞いていたら、もう許可申請の前の議決じゃないですか、これ、違うんですか、これ、違います。

4番が協議、法定上の協議、今、法定上の協議と言われましたよね。その後、もう申請じゃないですか。その前が議会の議決になっていますけど。そういうことでしょうか。きちっとはっきり言ってもらわないと、今回のこの議決、大事ですよ、これ。こういうごみ処理、尾鷲市だけの問題じゃないですからね。5市町に関わる問題ですから。どの段階の議決なのか、しっかり説明してください、ちょっと、委員会審議に入る前に。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） 今回の議案のほうは、議員さん、持っておられる3番の関係地方公共団体の議会の議決ということでありまして。これは、協議書の案に書か

れておるとおり、地方自治法第284条第2項の規定により、議決を求めるもの
ということで、このような規約でもって、5市町で協議をすることの議決をいた
だくというふうな解釈であります。その後、当然、法定上の協議、各5市町で議
決を経られたら、法定上の協議に入り、順調に行けば、県のほうへ申請するよう
な形になります。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） いや、課長、ちょっと、今の答弁、間違っていますよ。だっ
て、これを見ると、1番が関係地方公共団体間の実質の協議になっているんです
よ。今、言った3番というのは、関係地方公共団体の議会の議決になっていて、
その後もう申請なんですよ、これ、4番が協議、法定上の協議があつて、もう許
可権者の申請許可になっているじゃないですか。ということはもう、3番の段階
だと今日言われたということは、もうその後の協議どうのこうの言ったって、あ
とは県との協議だけじゃないですか。ごまかさないでくださいよ、そうやって。
これから5市町の協議をするんだって。はっきり言われたらどうですか。

今回はもうこれ、もう最後でしょう、これ、議会でこれ、議決するのって、協
議するのって。こんな今日初めて規約が出てきて、もうこれ、今日可決したら、
もうこれ流れていくじゃないですか。もう許可申請じゃないですか、これ。なぜ
そういうことをはっきり言わないんですか、市長も。市長、なぜそういうごまか
して規約を定め、協議を進めていく上での必要な議案だとか言うんですか。はっ
きり言わないと市民に分からないじゃないですか。いかがですか、市長。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 委員会のほうには、既に、このスケジュールについては一応御
報告をさせていただいて、その手順に従って準備を進めている、こういうところ
でございます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） いや、スケジュールは示されていますよ。4月1日どうのこ
うの、目指したいんだということですね。これも1年遅れていますけどね、市長
ね。市長が発電所跡に2年近くこだわったということもあつて、1年遅れていま
すけれども。

でも、そのスケジュールは上がっていますけど、これ、市長、そうなんですよ
う、これ。もう今日議決したら、今日初めて規約がきちっと示されましたけど、

もうそのまま流れて、県へ申請するんですよね、これ。そういうことですよね、市長、どうですか。市長に聞いているんです。市長、この県へ申請の前の議決ですよね。市長に聞いているんだよ。はっきり言ってください。

議長（村田幸隆議員） まず、環境課長に答えさせます。

環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） 何度も申し上げるんですけれども、関係地方公共団体の議会の議決をいただいた後に、その協議書を5市町の首長で集まっていたいただいて、それぞれの議決をもって、法定上の協議という手続、協議書のほうをしてから、必要な書類を整えて県に申請をするという取扱いになっております。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど環境課長が説明しましたとおり、既に、私どものほうとしましては、この手順の進捗状況については既に行政常任委員会のほうに、この手順をもって進めさせていただくということは御報告させていただいております。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） じゃ、今の説明ですと関係地方公共団体の議会の議決をした後、また5市町でまた協議をするということですから、じゃ、許可申請する前にもう一回、ここの議会の議決をするということですか。どういうことなんですか。もうこれで終わりですか。それとも、もう一回やるのか、それだけ確認させてください。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） 何度も申し上げておるとおり、このような規約をもって、一部事務組合を設立する協議を行うのを本日議決をいただくということで、その議決を各5市町、構成市町にいただいた後に、正式に法定上の協議書のほうへ確認の意味で、協議書を作成すると。その後に、市長の必要な議決の写しでありますとか、その法定上の協議書の写しでありますとか、所定の書類を整えて県のほうに申請をするということになっております。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） いや、だから、もう一回聞きますけどね。ごまかさないでくださいよ。聞いたことに対して的確に端的に答えてほしいんですけど。じゃ、県へ申請する前に、許可申請する前に、もう一回議会の議決をやるんですか、やらないんですか。イエスかノーかだけ言ってくださいよ。やるのかやらないのか。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） この承認を、議決をいただいた後に、今日いただいたのが大前提で法定上の協議を行いますので、行って済みますので、当然もう一回議会の議決を経るようなことは、手続上あり得ないと思います。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 分かりました。あり得ないということは、もう今日初めて規約も示されたのに、もう今日の議決だけで、もう県への申請をしていくということですね。市長、非常に強引ですね、これ。

ちょっとじゃあ、市長に確認したいんですけど、こういう議案をもう出してくる、もうこれは県へ申請を出すと、出す前の議決であるということであるならば、パブリックコメント、2月4日に、12月にやったパブリックコメントの概要も説明がありましたけど、市民の方々からいろんな意見がございます。

議長（村田幸隆議員） 奥田議員。ちょっとこれ、質疑でございますのでね、まとめなさい。

3番（奥田尚佳議員） 今回議案を出された、この議案を出されたということは、質疑ですので、最後に聞きますけど、住民の方々、住民説明会をきちっと開いてくれとかいう要望がありました。住民説明会もきちっと開き、住民の方々の合意も得て、この議案を出してきたというふうに理解してよろしいですか、市長。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず第1に、1月21日の行政常任委員会で、規約の内容について、一応箇条書でもって御説明させていただいたと。それで本日お諮りするという状況でございます。そういった中、反対者の方々も、何名かいらっしゃいます。その方々につきましては、今後もきちんとした御説明に上がりながら、お伺いして、やるということで、これ、もう並行させてやっていきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 質疑なので、また委員会審議させてもらいますけど、でも引き続きと市長、言われますけど、もう実質これ、県へも申請してしまうと、言ったらもうその事務組合で、今、候補に挙がっている新野球場ということで、もうどんどん進んでいくわけですよ、話がどんどん、どんどん。並行してどうのこうのと言っている場合じゃなくて……。

議長（村田幸隆議員） 私語は慎んでください。

3番（奥田尚佳議員） 実質的に進んでいく前に、きちんとした市民の説明、周辺事

業所の方々の同意というのは必要じゃないと思わないですか、そこだけちょっと、
質疑なのでお聞きして終わりますけれども。どうなんですか、市長。

議長（村田幸隆議員） 執行部、答弁、ありませんか。

市長。

市長（加藤千速君） 反対者の方々がいらっしゃるということについては承知してお
りまして、その方々への説得というか、きちんとした説明もさせていただきたい
と思っておりますし、今回の一部事務組合設立についても、同時並行させていき
ながらやっていきたいと、このように考えております。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたし
ます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規
則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。
これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の3議案は、所管の行
政常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・第
三委員会室において、行政常任委員会を開催していただきます。

なお、委員会終了後、本会議を再開いたしますので、よろしく願いをいたし
ます。

それでは、暫時休憩をいたします。

〔休憩 午前10時53分〕

〔再開 午後 2時43分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6、議案第2号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」
から、日程第8、議案第4号「東紀州環境施設組合設立の協議について」までの
計3議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました3議案につきましては、所管の行政常任委員会に付
託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告

を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

〔10番（南靖久議員）登壇〕

10番（南靖久議員） これより、行政常任委員会に付託になりました議案審査の経過並びに結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第2号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」、議案第3号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決について」、議案第4号「東紀州環境施設組合設立の協議について」、以上、条例改正が1件、補正予算関係1件、それに、広域ごみ処理施設に関わる一部事務組合設立の協議に関する議案1件の計3議案について、先ほど、市長、副市長、教育長並びに関係課長の出席を求め、それぞれの議案について詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査した結果、付託になりました3議案のうち、議案第2号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」と、議案第3号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決について」につきましても、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号「東紀州環境施設組合設立の協議について」は、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決しましたことを御報告申し上げます。

なお、委員会審査において、議案第3号、令和2年度一般会計補正予算2,344万7,000円につきましても、翌年度への繰越明許費1,740万円を含め、全額国庫補助金で充当するものであり、全てが当市における新型コロナウイルスワクチン接種体制に関わる予算であります。

また、先月、1月31日付の大手新聞の1面に、中部6県の新型コロナウイルスワクチン接種アンケート調査に回答のあった30市のうち、医療従事者と会場確保の見通しが立っていたのは、愛知県の春日井市と尾鷲市だけと報道されており、私自身もその記事を読み、本市の対応の早さに意を強くしたところであります。これもひとえに、紀北医師会の献身的な協力をはじめ、担当関係者の迅速な対応に心から感謝を申し上げたいと存じます。

間もなく開始される新型コロナウイルスワクチン接種事業に対して、市民の方々が何不自由なく安全で安心して、スムーズにワクチン接種ができる環境づくりと、その仕組みづくりを構築していただきたいと、委員会として切に要望を致すところであります。

また、議案第4号「東紀州環境施設組合設立の協議について」に関しましては、

東紀州5市町による一部事務組合の設立に向けて、ようやく1歩前進したところではありますが、今後において、まず、組合条例や市営野球場移転等に関わる費用分担の問題などをはじめ、関係5市町で緊密に協議を重ね、施設整備に向けて取り組んでいただくことと並行して、いまだ根強く反対をされている建設予定地の近隣の関係者の方々に対しましては、七重の膝を八重に折る気持ちで、理解と協力が得られるよう、より一層の努力を重ねていただくことを、委員会として強く、強く申し添え、行政常任委員会の委員長報告に代えさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で、委員長の報告は終了いたしました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はございませんか。

4番、楠議員。

〔4番（楠裕次議員）登壇〕

4番（楠裕次議員） それでは、議案第4号「東紀州環境施設組合設立の協議について」の内容について、反対の立場で討論いたします。

市のごみ処理施設を更新する必要性は、重要課題として理解しておりますが、広域による一部事務組合の設立に当たり、まだ検討の余地があると。また、今回、この組合設立は拙速ではないかというふうに思っております。

その要因は、建設予定地が2転3転したことからの始まりです。現在検討されている施設予定地の近隣土地所有者への事前説明が遅れたことにより、合意を得られていないこと。合意は法定要件ではないにしても、重要な事項であると。さらに、周辺住民に対しても、ごみ処理施設の説明会などを行っていないこと。また、野球場移転に伴う設置費用負担についても、4市町の住民が理解を示しているのか不明確な状態であり、当然解決しなければならないと考えます。

組合設立規約案による附則2で、組合管理者が互選されるまでの間、尾鷲市長が組合管理者の職務を行うものとなっております。尾鷲市長は、組合管理者と同一人物であり、二つの行政体を兼ねることになります。当面の課題をどの

ように処理するのか、甚だ疑問であります。

このように、一部事務組合を設立して、問題や課題を委ねることなく、自区内で時間が多少かかるかもしれませんが、まずは、課題解決に向けた努力が必要と考えます。よって、当東紀州環境施設組合設立の協議について、反対します。

議員各位の御賛同を壇上からお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

8番、仲明議員。

〔8番（仲明議員）登壇〕

8番（仲明議員） 私は、議案第4号「東紀州環境施設組合設立の協議について」、賛成の立場から討論をいたします。

ごみ処理施設整備計画につきましては、5市町と連携して、広域を集約することで建設費や維持管理費が削減できることから、平成24年度より東紀州5市町が共通した認識の下で取り組んできたものであります。

各市町ともごみ処理施設については、施設の老朽化などの問題があり、広域でのごみ処理施設整備は、それぞれ共通に抱える喫緊の課題であります。

特に、本市の清掃工場は、平成3年に改築後、約29年が経過しており、近年、老朽化による修繕費の増大が本市財政の負担となっているとともに、現在の施設工場の立地については、市街地からのアクセスが国道425号しかなく、大雨による雨量規制や台風時の倒木などにより、通行止めになることも多く、結果、ごみの搬入やごみ収集を中止せざるを得ないなど、安定的な市民生活の維持に支障を来している状況にあります。

今回の候補地であります市営野球場は、熊野尾鷲道路の活用などによりアクセスもよく、国道等、道路状況も安定しているところから、大雨、台風時においても、搬入などに問題がないと考えられます。また、代替の新野球場についても行政常任委員会で説明がありました。

本施設は、市単独整備と、広域での概算費用比較では、7年間の施設整備費と20年間の運営費を合算した費用計画で、約20億円の経費削減が見込まれることなどを勘案すると、本議案を承認し、東紀州5市町で一部事務組合を設立して、具体的な施設整備を検討し、早急に新ごみ処理施設を整備すべきと判断し、本議案に賛成するのであります。

御賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

3 番、奥田議員。

〔3 番（奥田尚佳議員）登壇〕

3 番（奥田尚佳議員） 議案第 4 号「東紀州環境施設組合設立の協議について」、反対の立場で討論に参加させていただきます。

私は今、仲議員が今、賛成討論されましたけれども、私も十分、広域ごみ処理施設の必要性については理解しているところでございます。全く否定するわけはありません。早くできたらいいなと思っている次第でございます。

ただ、今回この議案で、4 月からの広域ごみ処理施設の一部事務組合設立ですね。これは以前から説明を受けていることは受けているんですけども、やはり、時期尚早じゃないかなという気がしてなりません。

確かに、議会と行政は車の両輪だとよく言われております。ですので、議会も一緒になって、行政と広域ごみ処理施設の早急な設置、これはもう進めていかないけないなというふうに思っているわけでございますけれども、一方、議会は議決権がありまして、今回もそうですけど、行政のチェック機関という役割があります。それを我々議員は、市民から負託されているということでございます。

ですので、執行部がこうするからと、強引にこう進めたいと言っても、はい、そうですかというわけにはなかなかいきません。やっぱりなあなあ関係では私はいけないというふうに思っている次第でございます。やはりチェックする義務があると。きちんとこの進め方が正しいのかという、チェックする義務が議会にはあるというふうに思っている次第でございます。

広域ごみ処理施設は、皆様、言うまでもありませんが、尾鷲市だけの問題ではありません。5 市町の問題であります。課題が、今、ただ、今、尾鷲市に、このごみ処理施設を造るということで進んできているわけですね。

ですので、今、周辺住民の方々は強硬に反対しているというようなことがあるんなら、やはりそういう課題があるなら、やっぱり 5 市町のテーブルに上がる前に、他の市町に迷惑がかからないようにしておく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

ですので、早くしないといけない。これは市長も、仲議員も先ほど言われていましたけれども、早くしないといけない。これ、重々分かるんです。必要性、緊急性は十分分かります。もう今の尾鷲市のごみ処理施設が、平成 3 年ですか。もう 30 年ぐらい経過しているわけですから、老朽化が激しいわけで、早急に造らないといけないということは重々承知しているわけでございます。

そんな中で、実際、予定よりこの事務組合の設立についても1年遅れているわけですね。本当は去年の4月設立でしたけど。ただ、遅れているからといって、しっかりとした議論もせずに強引に進めてもよいということではないと。それは、僕は本末転倒であり、言語道断であるというふうに思うわけでございます。

なぜなら、この遅れているのは、僕は、加藤市長が発電所跡に2年近くこだわったじゃないですか。一建設候補予定地というようなちょっと回りくどい言い方を、こんな日本語があるのかどうか分かりませんが、そういう言い方をし、発電所跡地、それから第2ヤード、その丘陵地ということで、建設候補予定地が2転3転してきたわけですね。

だから、それは僕は遅れたのは、加藤市長の僕は、判断ミスであり、加藤市長の事務上のミスではないかと。だって、浸水域だから駄目だって浸水域のことは分かっていたじゃないですか。それを2年近く、あそこへ引っ張ったわけですから。発電所跡で。これは完全な僕は判断ミスであり、手続ミスだと。そこはもう重々反省して、謙虚に受け止めてほしいというふうに思うわけです。だからそういうことで、無駄な税金も使われたわけですね。

だから、その遅れたから早くしないといけないという、それを盾に、必要性があるんだ、緊急性があるんだ、早く事務組合をつくらないといけないんだと、これ、反対者がいる中でね。そういう理論というのは僕はおかしいと。おかし過ぎるというふうに思うわけでございます。やはりその強硬に反対している周辺事業所の方々が複数いらっしゃる中で、その合意を得ることなく進めるのは時期尚早であるという気がします。

それと、ついでに申し上げますと、12月に実施されましたパブリックコメント、これが2月4日に、概要の説明がありましたけれども、その回答を見ても、非常に不十分なところが多々見受けられます。やはり皆さん、説明会はちゃんと聞いてほしいとかね。それから、やっぱり、今、尾鷲市は釣り場になっていて、逆転層になっているから、本当に大丈夫なのかと、あそこに建てて。そういう心配までいろいろあるわけですね。

それであり、応分の負担、代替地の野球場が8億5,000万、それから搬入路が1億300万ですか、この9億5,000万を超えるお金のほかの4市町は応分の負担、これは首長間では合意できたと言いながら、本当に議会や、ほかの4市町の住民の方々、理解してもらえるのか。

それから、79億の今、建設費、示されていますけれども、それに交付金が熱

利用のため、18億円もらえるということをおっしゃっていただいても、熱利用の設備も入っていない、一切。それを令和5年の設計の段階ではっきりすると言っていますけれども、やっぱり概算でも、これが90億かかるのか、100億かかるのか、全体の予算ぐらひは大体の予算ぐらひは示しておくべきじゃないかなという気がしてならないんですね。

ですので、この説明会も結局は、11月24日と25日ですか、2日行われましたけど、結局は、あの周りも14業者あるのかな。その中でも、二つの業者しか説明会、受けていないんですね。そういう中で、市内の市民の住民説明会は一切開かれていない。

こういう中で、市長は、焦ったのかどうか知りませんが、事務組合をやはり4月から設立してやっていくというのは、拙速であり、時期尚早でないかという気がしてなりません。

私、委員会で申し上げたように、これはもうこれだけ遅れているんだったら、早く造らないといけないと思いますよ。ただもう、加藤市長の判断ミスで、手続上のミスで、これだけ遅れているのであれば、もう僕は6月の選挙の後でも僕はいいんじゃないかと。6月の選挙の審判を仰いで、その後でもいいんじゃないかというふうな気がしております。

これも委員会で申し上げましたけれども、加藤市政、始まってからいろいろ本当に強引に進めてくれます。その中で、折橋墓地の移転事業、これも、近隣の隣接地の実質的な地権者の方の反対で、もう何年もかかって進めてきた事業が頓挫したという教訓はあるわけですから、それを、市長はこんなことがないように、次は、自分が先頭になってやるんだと言われている割には、これ、本当にこのまま進めて、訴訟とかになったらどうするのかなという、ほかの4市町にも迷惑をかけますしね。また同じ轍を踏むんかなという気がしてならないわけでございます。

ですので、いろいろ申し上げました課題が今あるわけで、課題を解決して、そして、一番はやっぱり強硬に反対している近隣事業者の方が複数いらっしゃるわけで、市長の回答を示さなきゃいけないと、何らかのね。言われていますけど、やっぱり示すなら、やっぱりきちっと示して、同意を取ってから、事務一部組合のテーブルに乗ったほうが、僕は、ほかの4市町も、もう、ほかの4市町にかなり迷惑をかけているわけですからね、これ。2転3転してきて、候補地が、さらに迷惑をかけるのかと。

もうそういうことがないように、僕はきちっと、周辺住民の方々の理解を得て、

そして尾鷲市民の方々に対してもきちっと、パブリックコメントに載っていたこと、たくさんありますよね。ああいう不安に対しても、きちっと回答を示して理解してもらおう。その手続を踏む必要があるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

長々と申し上げましたが、私は、今回のこの事務組合、4月1日設立については、拙速であり、時期尚早であるということで、反対させていただきます。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

5番、上岡雄児議員。

〔5番（上岡雄児議員）登壇〕

5番（上岡雄児議員） 議案第4号「東紀州環境施設組合設立の協議について」、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

広域ごみ処理施設整備につきましては、東紀州各市町とも、ごみ処理施設の更新の問題を抱えており、広域で整備したほうがより効率的で、財政負担も軽くなるため、平成24年度から、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町で、可燃ごみ処理施設整備について取り組んでまいりましたが、候補地が選定できない状態が続いていました。

そういった経過から、平成30年度から、中部電力火力発電所跡地を建設候補予定地として5市町で合意し、一部事務組合の設立へ向け、具体的に様々な協議を重ねてきました。

しかし、残念ながら、紆余曲折の議論の末、当初の場所ではなく、本市、市営野球場を建設予定地として、5市町で位置づけることとなり、本年4月に一部事務組合を設立すべく、本臨時会に議案が上程されました。各市町が単独整備することと比較して、広域で行うことにより費用対効果が環境面でも優位性は明白であると考えられます。

本市の清掃工場も、母屋自体が50年を迎えることとなり、維持管理についても危惧されています。もし万が一、清掃工場での正常な施設稼働が困難になりますと、市民の生活環境に支障を来す大きな問題となってしまいます。

現在、新ごみ処理施設建設候補地については、御理解を得られていない周辺関係者の方々もおられますが、今後も継続して、懇切丁寧に説明を行い、十分な御理解を得られるように努力を怠ることなく、周辺環境に十分配慮した広域ごみ処理施設整備を図ると執行部から説明されています。

安定的な市民生活の維持のためには、一刻も早く広域で施設整備を図るべきで

あると考えるので、本議案に賛成するものであります。

議員の皆様には御賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

2番、内山將文議員。

〔2番（内山將文議員）登壇〕

2番（内山將文議員） 私は、議案第4号「東紀州環境施設組合設立の協議について」、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

本市の現清掃工場は、私が生まれる1年前の昭和51年3月、約44年前に、大字南浦字中村に建設され、その後、平成3年3月に改築して以来、約29年が経過しております。近年は、施設の老朽化が著しいことから、修繕工事等の費用など、このままでは適正に稼働するために必要となる費用の増大が見込まれます。

ごみ処理施設については、市民の生活の維持に必要不可欠な施設であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律においても、市町の責任で適正に処理する義務があります。また、施設整備においても、スケールメリットや、より高度な公害防止の観点から、一定量以上の廃棄物を処理する広域での施設整備が推奨されております。

近隣市町においても、ごみ処理施設の更新は課題となっており、東紀州2市3町での広域ごみ処理施設整備を平成24年度から検討を始めましたが、既に8年が経過しており、ようやく令和3年4月の広域ごみ処理施設整備のための一部事務組合の設立が具体化してきました。しかし、一部事務組合が設立されても施設の整備計画をはじめ、施設整備などを経て、施設が稼働するまで7年間は見込まれております。

広域で行うメリットは、先般の執行部からの説明のとおりであります。単独ではなく、他市町との連携して広域で取り組むことについては、やはりタイミングも大切であり、時期を逸するわけにはいかないと考えます。

本市においては、先ほど申し上げたとおり、早急に施設整備を図ることが喫緊の課題であり、安定した生活環境を維持するためにも、一丸となり、持続可能な東紀州のまちづくりの未来のために、本議案に賛成するものであります。

御賛同いただきますようお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

す。

これより、採決を行います。

日程第6、議案第2号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第7、議案第3号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第10号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第8、議案第4号「東紀州環境施設組合設立の協議について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 多 数)

議長(村田幸隆議員) 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決をされました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、市長より御挨拶をいただきます。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) 議員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本臨時会に御提出いたしました議案第2号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」から議案第4号「東紀州環境施設組合設立の協議について」までの議案3件につきまして、原案のとおり御承認いただきましたこと、厚く御礼申し

上げます。

審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（村田幸隆議員） 本日1日御苦労さまでございました。

これをもって、令和3年第2回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 3時16分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 村 田 幸 隆

署 名 議 員 上 岡 雄 児

署 名 議 員 三 鬼 和 昭